



(裏)

- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
- 2 申請時において銃砲欄（銃種欄及び替え銃身の種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内に✓印を記入すること。
- 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃、鉦さい破碎銃等の別を記載すること。
- 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 6 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 7 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 8 銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の口内に✓印を記入すること。
- 9 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔旋割合、銃身長及び適合実（空）包を4、7、8、13、及び15により記載すること
- 11 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 12 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 13 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
- 14 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 15 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の口内に✓印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。